

基本施策Ⅱ II-ii		生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造、加工、販売段階における安全安心の確保						
施策の方向6 県内流通食品の監視指導の徹底								
具体的な取組み								
(29)計画的かつ効果的な食品関係施設への監視指導の実施 愛媛県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食品衛生監視機動班等による食品関係施設への監視指導を計画的に実施します。また、必要に応じ、関係部局会同での立入調査を行います。								
①概要		保健所において、愛媛県食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生監視員が県内の食品関連施設へ定期的に立入りし、監視指導を実施する。また、他法令にも関わる案件については、当該部局と合同で施設へ立ち入りし、指導を行う。						
②推進指標								
【愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率】(松山市保健所分を除く) 監視率の維持により監視活動状況の指標となる(計画)で年間監視予定施設数は、県内施設数に応じ毎年変化するため、指標を超えることが目標となる:年間監視予定施設数は、(年間監視予定施設数)を記載している。								
③用語解説								
《愛媛県食品衛生監視指導計画》 毎年度策定しており、県内食品関連施設への立入件数、頻度、収去検査件数等を定めている。								
年度 目標 実績		年度 (H20) H20 22,977件 (便箋件数)	年度 (H21) H21 24,476件 (便箋件数)	年度 H22 —	年度 H23 —	年度 H24 100%	年度 H25 —	年度 H26 100%
④用語解説								
《愛媛県食品衛生監視指導計画》 県内6保健所において食品関係施設への監視指導等を実施し、違反等を確認した際は、指導始末書の微取等の処分を行った。								
平成23年度事業実施状況 ①食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課) ・県内6保健所において食品関係施設への監視指導等を実施した。立入件数:26,149件(監視達成率121.8%)、表示検査件数:27,916件、収去検査件数:1,996件、官能検査件数:27,678件等を実施した結果、表示及び規格準違反等により処分した件数:43件。 なお、当該違反による健康被害は確認されていない。								
特に、平成23年4月に発生した牛肉による食中毒事件(富山県)を受け、生食用食肉(牛肉)取扱施設に対する緊急監視及び立入調査を実施した。立入件数:1,886件 新たに配備したγ線放射能簡易測定器を活用して、県内流通食品の放射性物質検査を実施した。検査件数:42件								

基本施策Ⅱ II-ii	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向6 県内流通食品の監視指導の徹底	
具体的な取組み	
(30)大規模調理施設に対する監視指導 学校給食、事業所食堂等大規模調理施設に対する監視指導には、「大規模調理施設衛生管理マニュアル」や「学校給食衛生管理基準」等に基づき、衛生管理の徹底を図るよう指導の強化に努めます。	
①概要	学校給食等大規模調理施設への監視指導については、食品衛生法のほか、厚生労働省から示されている「大規模調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省から示されている「学校給食衛生管理基準」に基づき実施する。
②推進指標	
③用語解説	
《大規模調理施設衛生管理マニュアル》 厚生労働省において作成された、大量調理施設(1回300食以上又は1日750食以上提供する調理施設)を対象とした食中毒発生防止対策(管理重要事項、記録等)を示したもの。	
《学校給食衛生管理基準》 文部科学省にて作成された、学校給食施設における衛生管理の徹底を図るための重要事項について示したもの。	

基本施策 II II-ii	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向6 具体的な取組み	(31)と畜場等の監視指導等 と畜場及び食鳥処理場で処理される全ての牛、豚、鶏等の検査を確実に実施するとともに、食中事菌等による食肉の汚染防止のための監視指導を行います。特に、BSE対策について、は、BSEスクリーニング検査を厳正に実施するとともに、特定危険部位の除去や焼却を徹底し、県内産牛肉の安全を確保します。
①概要	食肉衛生検査センター等において、と畜場及び食鳥処理場にて搬入される牛等の全頭検査を確実に実施するとともに、特に牛(特にBSEスクリーニング検査を当面全頭を対象に実施する)。
②推進指標	—
③用語解説	—
④用語解説	—
【平成23年度事業実施状況】	<p>●食品衛生監視指導班等事業費(業務衛生課)</p> <p>・地中疊菌等による食肉の汚染防止のため、食品衛生監視機動班による監視指導を実施した。</p> <p>●と畜場検査費(業務衛生課)</p> <p>・県内のと畜場(1施設)に搬入される飼育(牛、馬、豚、山羊及び山羊)の全頭について、獣医師であると畜場検査員により検査を実施するとともに、と畜場の管理者に対して衛生的な処理を行うための指導を行った。</p> <p>〔平成23年度と畜場検査頭数〕</p> <p>牛、乳用ご牛(含む) 6,268頭、馬 0頭、豚 190,831頭、めん羊・山羊 0頭 計 197,099頭</p> <p>〔平成23年度と畜場検査に基づく処分状況〕</p> <p>全部廢棄 656頭、一部廢棄 157,693頭 処分率 80.33%</p> <p>●牛海綿状脳症検査事業費(業務衛生課)</p> <p>・牛海綿状脳症に關して、食肉の安全を確保するとともに、県民の不安を解消するため、と畜場に搬入される全ての牛についてBSEスクリーニング検査を実施した。</p> <p>また、特定危険部位とされていいる牛の頭(舌・頸肉を除く)及び眼、脊髓並びに回腸遠位部の処理に関する技術的指導、助言を行っていることを確認した。</p> <p>〔平成23年度牛海綿状脳症検査状況〕</p> <p>検査頭数 6,268頭 隆陰性件数 6,268件 (陽性件数 0件)</p> <p>●食鳥検査費(業務衛生課)</p> <p>・大規模食鳥処理場(年間処理羽數30万羽を超える施設、1施設)に搬入される食鳥(鶏、あひる、七面鳥)の全羽について、獣医師である食鳥検査員により検査を実施するとともに、食鳥処理業者に対して衛生的な処理を行うための指導を行った。</p> <p>●認定小規模食鳥処理施設(年間処理羽數30万羽以下の施設、21施設)については、は、適正な食鳥処理に關する技術的指導、助言を行った。</p> <p>なお、平成16年に国内で79年に高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、検査キットを常備して当該疾病に対する検査体制をとっている。</p> <p>〔平成23年度食鳥検査件数及び処分率〕(松山市保健所分を除く。)</p> <p>検査羽數 513,838羽 全部廢棄 9,813羽、一部廢棄 9,638羽 処分率 3.8%</p>

基本施策 II II-ii	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造、加工、販売段階における安全安心の確保																								
施策の方向6 具体的な取組み	(32)収去検査の計画的な実施等 食品(輸入食品を含む)、使用添加物、農産物の残留農薬、遺伝子組換え食品等の収去検査を計画的に実施するとともに、食品検査を円滑に実施するため、検査機器の充実強化に努めます。																								
①概要	収去検査にあたっては、毎年度「食品等収去検査実施要領」により対象食品や検査項目を設定し、計画的に実施するとともに、保健所や衛生環境研究所の検査機器について、適宜更新等を行うことにより、円滑な検査を実施するものである。																								
②推進指標	—																								
【食品等の収去検査による監視活動効果】(松山市保健所分を除く)	<p>【違反率の減少による監視活動効果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>0.55%</td> <td>—</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0.66%</td> <td>0.26%</td> <td>0.47%</td> <td>0.45%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>③用語解説</p> <p>—</p>	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	目標	/	/	/	/	0.55%	—	0.30%	実績	0.66%	0.26%	0.47%	0.45%	—	—	—
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標	/	/	/	/	0.55%	—	0.30%																		
実績	0.66%	0.26%	0.47%	0.45%	—	—	—																		

【平成23年度事業実施状況】	●食品等検査費(業務衛生課)
	・食品衛生法に基づき、食品、使用添加物、農産物の残留農薬、遺伝子組み換え食品等の収去検査を実施し、違反食品等を排除し、安全な食品の流通を確保した。
	・平成23年度収去検査件数(松山市保健所分を除く): 1,996件、うち違反件数9件(表示違反6件、規格基準違反3件)。違反に対しては、保健所から改善指導を行うとともに、改めて始末書の徴収を行った。
	なお、当該違反による健康被害は確認されていない。
	●輸入食品検査体制整備(業務衛生課)
	・輸入食品検査を円滑に実施する体制を整備している。
	●植物くん蒸所監督管理運営会議(産業政策課)
	・平成23年度は、植物防護所の実施する植物検疫の結果、当くん蒸所でのくん蒸作業が必要となる輸入植物が1件あり、適正に対応するとともに、病害虫等が発見された場合に臨機にくん蒸作業を実施できるよう、適切に施設を維持管理した。

基本施策 II II-ii	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向G 具体的な取組み	県内流通食品の監視指導の徹底
(33) 食品に関する調査研究の推進	高度化する食品の生産技術や分析技術に対応するため、国等とも連携しながら、食品の安全・食品検査等に関する調査研究を推進します。
①概要	国が主導する事業(食品残留農薬等一日摂取量実態調査、食品の食中毒菌汚染実態調査)に協力するとともに、衛生環境研究所において食品に関する検査法の確立等調査研究を行います。
②推進目標	—
③用語解説	—

《国からの請負事業》 食の安全確保のため、国が自治体に委託して実施する事業である。 食品残留農薬等一日摂取量実態調査は、人が1日に摂取する食品中に含まれる残留農薬の量を調査するものであり、食品の食中毒菌汚染実態調査は、流通する野菜、肉類(生鮮品)に付着する食中毒菌の状況を調査するもの。
【平成23年度事業実施状況】 ●食品衛生調査(業務衛生課) ・国から委託事業(食品残留農薬等一日摂取量実態調査、食品の食中毒菌汚染実態調査)を実施し、人が1日に摂取する食品中に含まれる残留農薬の量、流通する食品に付着する食中毒菌の状況を調査した。 ・平成23年度残留農薬一日摂取量実態調査件数:204件、うち調味料からビオラストリンが、魚介類、肉・卵類及び乳・乳製品からヒドロコルチソンが検出された。(検出値は、人体に影響を及ぼす程の数値ではなく問題なし。) ・平成23年度食中毒菌検査件数:380件、うち大腸菌検出58件、サルモネラ属菌検出6件、カノピロバクター検出8件(検出された施設に対しては、保健所から指導を行った。)

基本施策 II II-ii	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向G 具体的な取組み	県内流通食品の監視指導の徹底
(34) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成	食品関係施設の監視指導や食品安全関係検査等を行う担当職員の技術等向上を図るために、県等が実施する講習会等へ職員を派遣します。
①概要	県において、特に経験の浅い食品衛生監視員を対象とした研修会を開催し、監視指導に必要な知識の習得に努めるとともに、国が開催する食品安全行政講習会やHACCP関連講習会へ職員を派遣し、食品衛生に関する最新かつ専門の知識の習得を図ります。
②推進目標	—
③用語解説	—

【平成23年度事業実施状況】 ●食品衛生調査(業務衛生課) ・国から委託事業(食品残留農薬等一日摂取量実態調査、食品の食中毒菌汚染実態調査)を実施し、人が1日に摂取する食品中に含まれる残留農薬の量、流通する食品に付着する食中毒菌の状況を調査した。 ・平成23年度残留農薬一日摂取量実態調査件数:204件、うち調味料からビオラストリンが、魚介類、肉・卵類及び乳・乳製品からヒドロコルチソンが検出された。(検出値は、人体に影響を及ぼす程の数値ではなく問題なし。) ・平成23年度食中毒菌検査件数:380件、うち大腸菌検出58件、サルモネラ属菌検出6件、カノピロバクター検出8件(検出された施設に対しては、保健所から指導を行った。)

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
施策の方針Ⅱ	加工、販売段階における安全安心の確保
具体的な取組み	自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚
(35)自主衛生管理の周知啓発	講習会等により、食品営業者や食品衛生責任者へ食品衛生に関する最新知識や自主衛生管理に関する必要な事項を周知するとともに、食品衛生推進員を通じ、食品営業者へ自主衛生管理に関する啓発を行います。

(①概要)

保健所で実施する事業者を対象とした講習会や監視指導における助言等を行う。また、県が委嘱している食品衛生推進員が、食品関連施設に出向き、営業者等へ自主衛生管理に関する助言等を行います。

(②推進指標)

【食品衛生責任者実務講習会受講率】(松山市保健所分を除く)
受講率の増加により周知啓発活動の指標となる

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	80%	—	100%
実績	66.4%	73.7%	67.8%	82.1%			

(③用語解説)

《食品衛生推進員》
県食品衛生協会から推薦のあつた食品衛生の向上に熱意と識見がある者に、県が推進員として委嘱しており、食品関連事業者への助言や緊急食品情報の広報等の業務を行っている。(現在130名に委嘱)

【平成23年度事業実施状況】

●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)
・保健所が開催する事業者を対象とした講習会や食品衛生施設への監視指導時に食品衛生に関する最新知識や自主衛生管理に必要な事項の周知啓発を行った。また、食品衛生推進員を通じて営業者等への周知啓発、助言等も実施した。

●食品営業自主管理強化事業
・食品衛生責任者講習会事業
・食品衛生に対する食品安全性を確保するため、食品衛生法施行条例の規定による食品衛生責任者を対象とした講習会を実施した。
実施回数:67回、総受講者数:3,919名

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
施策の方針Ⅱ	加工、販売段階における安全安心の確保
具体的な取組み	自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚
(36)自主衛生管理に関する助言等	製造施設におけるHACCPの概念に基づいた衛生管理体制や自主衛生基準の導入等、自主衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚

製造施設におけるHACCPの概念に基づいた衛生管理体制や自主衛生基準の導入等、自主衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚

●自主衛生管理に関する助言等を実施、記録の作成、保存等に關し、必要な助言等を行います。また、HACCPに関する専門知識を有する担当職員を育成するため、国等で実施するHACCP関係研修会へ職員を積極的に派遣します。

(①概要)

国のHACCP制度(総合衛生管理製造過程、対EU輸出水産食品加工施設)の導入等、自主衛生管理制度の向上を検討している事業者から、技術的な助言等を行います。また、技術的な助言を行ったための専門知識を持つ職員を養成するため、国や地方ブロックで開催しているHACCP関係講習会へ職員を派遣する。

(②推進指標)

【国のHACCP制度】
《国のHACCP制度》
総合衛生管理制度製造過程:食品衛生法に規定、牛乳や食肉製品等特定製品の製造過程が承認

対象
・食品等製造施設において、HACCPの概念に基づいた衛生管理体制や自主衛生基準の導入等に必要な助言を行った。
●対EU輸出水産食品加工施設:アメリカやEUへ水産食品を輸出する施設は、HACCPによる管理を行うことが条件となつており、これを承認する制度

【平成23年度事業実施状況】	●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課) ・食品等製造施設において、HACCPの概念に基づいた衛生管理体制や自主衛生基準の導入等に必要な助言を行った。
	●HACCPに関する専門的な知識を有する担当職員を育成するため、国等の協力を得てHACCP研修会を開催した。 ●食の安全県版HACCP推進事業費(業務衛生課) ・HACCPに基づく監視指導業務に係る研修「食品衛生監視指導員研修」 9月11日～10月14日 16名派遣 ・HACCPに関する専門的な知識を有する担当職員を育成するため、国等の協力を得てHACCP研修会を開催した。 ●食の安全県版HACCP推進事業費(業務衛生課) ・HACCPに基づく監視指導業務に係る研修「食品衛生監視指導員研修」 9月25日～10月15日 1名派遣

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造、加工、販売段階における安全安心の確保
II-ii	自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚
施策の方向7	具体的な取組み
(37) 自主衛生管理推進事業の支援	愛媛県食品衛生協会で実施している自主衛生管理の推進に関する自主事業を支援します。

①概要

県食品衛生協会に対し、「消費者の一日食品衛生監視員事業」、「食品衛生責任者講習会事業」及び「自主衛生管理制度構築推進事業」を委託し、協会の自主衛生管理推進事業を支援する。

②推進指標

—

③用語解説

《消費者の一日食品衛生監視員事業》
消費者が一日監視員となり、スーパー・や飲食店等を監視し、意見交換等を行う。

④平成23年度事業実施状況

●食品営業自主管理強化事業費(松山市保健所分を除く)(業務衛生課)
・県食品衛生協会に対し、「愛媛県食品衛生推進員事業」、「消費者の一日食品衛生監視員事業」及び「食品衛生責任者講習会事業」を委託し、協会を通じて営業者の自主管理を徹底させるとともに、消費者に対して食品衛生思想の普及啓蒙を行った。

・一般消費者が施設の巡回指導及び食品衛生の意見交換を行い、営業者の改善意欲の促進を図った。

●愛媛県食品衛生推進員事業
・食品衛生推進員が食品関連施設へ食品安全注意報発令や不良食品の回収情報等の周知及び施設への巡回指導を行つたほか、推進員に対する研修会を実施した。

・消費者が施設の巡回指導及び食品衛生の意見交換を行い、営業者の改善意欲の促進を図った。

・実施回数:6回、参加者合計130名

●実施回数:67回、総受講者数:3,919名
・県の安全県版HACCP推進事業費(業務衛生課)
・県食品衛生協会へ「自主衛生管理制度構築推進事業」を委託し、県内の食品関連事業者及び食品衛生推進員等に対し、HACCPの概念に基づいた自主衛生管理手法に関する研修会を開催した。

[食品関連事業者]	71回	4,968名
[食品衛生推進員]	7回	146名
[食品衛生指導員]	7回	322名

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造、加工、販売段階における安全安心の確保
II-ii	自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚
施策の方向7	具体的な取組み
(38) 集団給食施設における自主衛生管理の促進	学校給食等集団給食施設に対し、床のドライシステム化及びドライ運用、調理場内の汚染作業区域と非汚染作業区域の明確化に関する指導などを行い、自主衛生管理の促進を行います。

①概要

集団給食施設における衛生管理の上で重要な床のドライ化、汚染度に応じた作業場内の区分及び加熱温度等の記録管理などについて、食品衛生監視員が監視指導を行います。

②推進指標

—

③用語解説

《ドライシステム》
ドライシステムは、給食室の床面を乾いた状態で使用するもので、細菌やカビの繁殖を抑えるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぐなど、衛生管理面の向上や作業環境の改善が可能となる。

【平成23年度事業実施状況】
●食品衛生監視運動班等事業費(業務衛生課) ・学校給食等集団施設に対し、床のドライシステム化及びドライ運用について指導、加熱温度等の記録管理などにおける汚染作業区域と非汚染作業区域の明確化に関する指導を行つた。

基本施策Ⅱ Ⅱ-ii	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造・加工・販売段階における安全安心の確保
施策の方針 7	自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚
具体的な取組み ①	(39) 自主衛生管理等推進事業者の表彰 自主衛生管理を積極的に推進するなど、食の安全安心の確保に貢献した個人又は団体を表彰することにより、食の安全安心の推進を図ります。
②	現在、食品衛生功労者及び優良施設に対する知事表彰制度があるが、今後、食の安全安心に功績のあつた者又は団体に対する表彰制度の創設について、既存の表彰制度の利用も含めて検討する。
③	《食品衛生功労者及び優良施設に対する知事表彰》 食品衛生の向上のため、多年業務に精勤しその功績が特に顕著と認められる労働者及び多年施設の衛生を確保し他の模範たる優良施設を表彰する制度

【平成23年度事業実施状況】	自主衛生管理等推進事業者の表彰制度は、現在検討中である。
----------------	------------------------------

基本施策Ⅱ Ⅱ-ii	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造・加工・販売段階における安全安心の確保																								
施策の方針 8	自主的な衛生管理体制の導入推進																								
具体的な取組み ①	(40) 食品自主衛生管理認証制度の創設、普及促進 HACCPの概念を導入した食品自主衛生管理制度を創設し、食品関連事業者への普及促進を通じて積極的に公表します。また、認証を取得した事業者については、総合ホームページ等を通じて積極的に公表します。																								
②	今後、制度の詳細(認証基準、対象業種等)を検討し、できるだけ早期に開始する。制度の周知については、説明会や手引き等により行い、認証施設数の増加を図る。																								
③	【食品自主衛生管理認証制度における認証施設数】 【食品自主衛生管理認証制度における認証施設数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10施設</td> <td>—</td> <td>20施設</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7施設</td> <td>9施設</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標	/	/	—	—	10施設	—	20施設	実績	0	0	0	7施設	9施設	—	—
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標	/	/	—	—	10施設	—	20施設																		
実績	0	0	0	7施設	9施設	—	—																		

基本施策 II 生産から消費に至る食の安全安心の確保	
II-ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向9	食品表示の適正化の推進
(4.1) 食品表示の監視指導	関係法令に基づき、食品関係事業者への立ち入りや食品表示ウォッチャーによる小売店舗等における表示状況のモニタリングを行い、不適正な表示を行った事業者に対する改善指導や啓発を行います。また、効率的かつ効果的な監視指導を図るために、必要に応じて監視指導員を育成する研修会を実施等を実施します。食品表示に関する知識を有する職員を育成するため、表示に関する研修会を開催します。
①概要	(業務衛生課)
保健所の食品衛生監視員が施設監視指導業務の一環として、販売店等に立ち入り、表示を確認し、不適切なものについては改善指導を行う。また、他法令にまたがる案件については、関係部局との立ち入りにより効率的な指導を実施する。	
(県民生活課)	
各地方局で毎月実施している店頭表示調査や新聞折り込み広告のチェック等による職権探知や一般消費者等からの申告、関係機関から提供される景品表示法違反疑惑情報に基づき調査を実施し、当該不適正表示を行った事業者に対し、改善指導を行う。	
(ブランド戦略課)	
○食品表示ウォッチャー(現在99名)が、毎月、小売店舗等で食品の表示状況をモニタリングし、問題がある表示が確認された場合には県が啓発・指導を行っている。	
○不適正表示を行った事業者に対する改善指導表示内容の事実確認調査を実施し、その結果、JAS法違反が確認された場合には、違反内容に応じて指示や文書指導等の措置を行っている。	
※指示を行った場合には、違反した事業者名、違反内容等について公表。	
※H23年度の指示、公表の累積は1件。	
○国等が実施する表示関係講習会への職員派遣	
中国四国農政局や愛媛農政事務所等が主催する研修会に本府及び地方局職員を派遣している。	
※食品表示業務担当者研修会(法令研修)(H23年4月、愛媛農政事務所主催) 参加者10名 (産業政策課)	
※食品表示行政担当研修会(H23年7月、中国四国農政局等主催) 参加者1名 (計量検定所及び特定市において、販売店等に立ち入り内容量を計量し、不適正なものについて は、改善指導、改善計画の提出を求める。	

②推進指標	
【食品表示監視実施数】(松山市保健所分を除く) 実施数の増加により監視活動充実の指標となる	
年度	(H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26
目標	/ / / / / /
実績	28,024件 31,199件 25,452件 27,916件 / /
【食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合】 不適正表示率の減少によりウォッチャーによる監視活動の指標となる	
年度	(H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26
目標	/ / / / / /
実績	35.8% 26.5% 16.5% 14.7% / /
③用語解説	

【平成23年度事業実施状況】

- 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)
施設への監視指導業務の環境として、販売店に立ち入り、表示を確認し、不適切なものについて改善指導等を実施した。また、食品表示に関する知識を育成するため、国等が開催する展示会への出展等を行った。
- 消費者行政性進歩(県民生活課)
・不当景品類及び不適正表示法に基づき、実際のものより著しく優良な表示等について調査を実施し、不適正表示を行った事業者に対して改善指導等を行った。(指示1件、注意14件)
- 食品表示適正化推進事業費(ブランド戦略課)
・県食品表示ウォッチャーが、毎月、小売店舗等で食品の表示状況をモニタリングし、問題がある表示が確認された場合には県が啓発・指導を行った。

【指摘件数・指導件数】

- 指摘件数:726件
- 指導件数:107件

● 計量検定取締事業登録費(産業政策課)

- ・県民の消費生活の安全を守るため、食肉類・魚介類等日常消費される商品を製造及び販売する事業所へ立入検査等を行っており、適正な計量の実施の確保を行った。(計量特定市である松山市、新居浜市、今治市分を除く)
- 実施時期:平成23年8月、平成23年11月～平成24年1月
- 立入事業所数:73箇所
- 検査件数:7,746件(うち量目不足のもの 138件)

量目不足の主な原因は、乾燥などの自然減量。その場で口頭指導により、改善済み。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向9	食品表示の適正化の推進
具体的な取組み	(4.2) 食品表示に関する啓発

食品表示の方法等を解説したパンフレット等を作成し、食品関連事業者等へ配布することにより、食品表示の適正化を促進します。食品製造、販売事業者等に対し、食品表示に関する講習会を実施し、事業者自らの表示適正化への意識向上や最新の情報等について周知啓発を行います。なお、食品表示については、多くの法令が関係するところから、関係部局合同で講習会を実施します。

(①概要)

(業務衛生課)
保健所において、事業者を対象とした表示講習会を開催し、表示に関する知識向上を図る。
(県民生活課)
消費者向けの食品表示・安全に関する講演会を開催し、食品表示・安全に関する正しい知識普及啓発する。
(ブランド戦略課)

ブランド戦略課では、食品関連事業者自らが主体的な取組みを行うことが重要であるため、平成20年度から業界団体及び食品事業者等を対象とした「適正な食品表示准進講習会」を開催し、食品表示に対する意識の高揚を図る。
また、各地方局産業振興課では、食品製造事業者や販売店舗等の社内研修等において、食品表示制度を説明するなどの啓発活動を行つ。

(②推進指標)

(③用語解説)

【平成23年度事業実施状況】
● 食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)
● 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)
● 食品表示適正化推進事業費(ブランド戦略課)

・食品表示関係法令等に係る相互理解を深め、連携の強化を図るため、愛媛県食品表示監視協議会を開催した。

開催回数: 2回

【平成23年度事業実施状況】
● 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)
● 食品表示適正化推進事業費(業務衛生課)
● 食品表示適正化推進事業費(ブランド戦略課)

・事業者自らの表示適正化への意識向上や最新の情報等の周知啓発を行つたため、関係部局合同で講習会を実施した。

● 消費者向けの食品表示・安全に関する講演会を実施した。(1回、100人)

● 食品表示適正化推進事業費(ブランド戦略課)

・食品表示の適正化を推進するため、業界団体のリーダー等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催するとともに、各地方局(支局)において、食品関連事業者に対し研修会等を実施した。

【開催回数・参加者数】

- ① 適正な食品表示推進講習会
2回: 258名
- ② 研修会等
12回: 515名

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向9	食品表示の適正化の推進
具体的な取組み	(4.4) 表示の推進

(4.4) 表示の推進

表示義務の対象外である外食やばら売り食品等に対する県民の信頼性を確保するため、事業者の自発的なアレルギー物質や原産地表示等の取り組みを支援します。

①概要

表示基準が適用されない食品に対する任意の表示を促進するため、説明会やパンフレットによる周知を行ふとともに、監視指導時に助言等を行う。

②推進指標

—

③用語解説

—

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向9	食品表示の適正化の推進
具体的な取組み	(4.5) 食品表示に関する相談への対応

食品表示に関する相談については、一元的に対応できる体制整備を図ります。

①概要

県消費生活センターに消費生活相談員を配置するとともに、県及び市町の消費生活相談窓口で相談等に従事する者に対する研修を実施したり、他機関が実施する研修への参加を支援することや、相談対応能力の向上を図る。また、関係部局間の連携を強化し、消費者から寄せられた情報を指導等に結び付ける。

②推進指標

—

③用語解説

—

【平成23年度事業実施状況】
● 食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)
● 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)
● 食の安全・安心相談窓口に寄せられた食品表示に関する苦情、相談に応じるとともに、必要に応じて事業者等へ指導等を行った。
● 相談等件数(松山市保健所分を除く): 15件(食品表示に関するもの)
● 消費生活相談員拡充事業費(県民生活課)
● 消費者行政活性化事業費(県民生活課)
● 市町の消費生活相談員等に対し、食品表示に関する研修を実施した。(スキルアップ研修のうちの1回、食品衛生法、IAS法、食品安全法)
● 食品表示適正化推進事業費(ブランド戦略課)
● 食品表示の適正化を推進するため、業界団体のリーダー等を対象とした「適正な食品表示講習会」を開催するなどもに、各地方局(支局)において、食品関連事業者に対し研修会等を実施した。
【開催回数・参加者数】
① 適正な食品表示推進講習会
2回: 258名
② 研修会等
12回: 515名

【平成23年度事業実施状況】
● 食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)
● 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)
● 食の安全・安心相談窓口に寄せられた食品表示に関する苦情、相談に応じるとともに、必要に応じて事業者等へ指導等を行った。
● 相談等件数(松山市保健所分を除く): 15件(食品表示に関するもの)
● 消費生活相談員拡充事業費(県民生活課)
● 消費者行政活性化事業費(県民生活課)
● 市町の消費生活相談員等に対し、食品表示に関する研修を実施した。(スキルアップ研修のうちの1回、食品衛生法、IAS法、食品安全法)
● 食品表示適正化推進事業費(ブランド戦略課)
● 食品表示の適正化を推進するため、本庁及び各地方局(支局)に設置されている食品表示相談窓口において、一般消費者等からの食品表示に関する相談等に対応した。